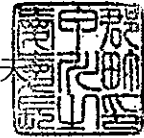


20 愛 道
平成20年10月20日

国土交通省道路局長 殿

愛川町長 山 田 登美夫



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

平成20年9月19日付け、国道企第37号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

（事務担当は、建設部道路課国県道対策班
電話 046-285-2111（内）3419
FAX 046-286-5021）

今後の道路行政についての意見・提案

様式 ①

神奈川県愛川町

①道路行政全般について改善すべき点、要望や提案など

神奈川県下の道路の交通状況は、混雑時における平均移動速度が、全国平均速度が時速35.3kmに対して、それを10km以上も下回る時速25kmで全国ワースト3でありますことや、平成19年の死傷者数が、年間60,321人で全国ワースト6であります。

また道路施設の状況は、歩道につきましては、幅員が狭く段差や傾斜がきつい個所が多いだけでなく、未整備箇所も多くありますし、建設から50年以上経過した橋りょう等が急増し、道路施設の高齢化が目立ってきております。

この様な道路を取り巻く状況の中で、道路渋滞、歩行環境、自然災害及び経済活動等様々な面で多くの課題があり、これらの課題を解決する為には、今後とも道路整備は大変重要であると認識しているところであります。

国も県も、厳しい財政状況下で、道路整備を、より効率的、効果的に進めるため、選択と集中の基本的な考え方に基づき、自動車専用道路関連や、人口の多い都市部の整備を優先に整備計画を策定しているように見受けられますが、地方部は、自動車交通以外の電車などの公共交通機関が無い地域も多くありますことから、地方部においても道路整備の必要性は、大変高いものと考えております。

また県内の交通体系は、圏央道に位置付けされている、「さがみ縦貫道路」が、平成24年度開通予定とされており、その後「横浜湘南道路」や「高速横浜環状南線」等も開通を予定されておりますことから、今後10年間で大きく変わるものと思われま

す。これらの大きく変わるとされる交通体系に対応した道路整備に努力していくものと思いますが、今、地方分権が進行する中で、特に町村部が自主性、主体性のある町づくりを進めていく上で、また国土のバランスある発展上、地方部における道路整備の更なる促進を要望するものであります。

○現状

○ 本町の交通手段は、自動車交通のみでありますことから、国道や県道は、町内の交通体系上、町民の日常生活や、産業活動を支えるのみでなく、災害時の緊急輸送の機能を有する重要な幹線道路となっており、現在、本町内で供用されている国道は、一般国道412号の1路線、県道は県道54号や65号等5路線であり、その総延長は、約34kmであります。

このようなことから、災害時の緊急輸送路として国道412号が、位置づけられておりますが、一部が地滑り危険区域として指定されていることから、時間当たり降雨量50mm、累計降雨量200mm以上の降雨時には通行止めの交通規制がされる状況でありますし、この国道を補完する路線として、県道54号も、緊急輸送の補助幹線として位置づけられておりますが、2車線の車道幅員が確保できない区間の延長が長いことや、大正14年に架設され、その幅員も4.9mと狭く、14.5tと重量制限されている橋梁がありますことなどから、大型車の通行が大変困難な路線でもあり、災害時における緊急輸送等において憂慮すべき状況であります。

○ この国道や県道など6路線における幅員2メートル以上の歩道整備延長は約25kmであり、整備を必要とする延長は約60kmと考えられますことから、その整備率は、約42%以下となっており、これに加え町道の歩道整備率も約58%でありますことから、今後とも整備を推進していかなければならない状況であります。

また、本町は自動車交通に依存していることから、1世帯あたりの自動車保有台数も、2台を超えるなど県内で非常に高い数値となっております。加えて、主要な県道の12時間交通量は1万台を超えておりますことから、主要交差点については、交通量の増加に伴い、朝夕は渋滞が慢性化してきておりますし、それに伴い、交通事故発生件数も増加しております。

○ 平成19年の事故発生件数は266件、その死者数は4人と、県内の人口当たりの数値と比較しますと高い数値となっており、特に死者数は、4倍近い数値となっております。

○ 本町内の都市計画決定されている道路は、「さがみ縦貫道路」以外に、7路線、延長15,840メートルであり、県・町の施工区分別の計画延長は、それぞれ6,058メートルと9,782メートルとなっており、その整備率は、38.1%と93.3%となっております。

○課題

○ 緊急輸送路として位置づけられている国道412号やその補助路線である県道54号については、降雨量や、通過車両の重量などによる交通規制を前提としない供用を図る為に、道路改良や橋りょう架け替え等の道路整備事業の促進が急務となっている。

○ 交通渋滞の解消と歩行者などの安全性の確保の観点から、交差点改良や歩道整備事業の促進は、本町にとって特に重要課題となっている。

○ 本町の健全な発展を促すためには、早期な都市計画道路の整備促進が不可欠であります。

②-2 地域の目指すべき将来像

本町は、都心から50km、横浜から30km圏内で、県の中央北部に位置し、相模川水系の中津川に沿って発展してきた町であり、地形は河川沿いの低地、台地と山地の3つに大別され、低地には、旧市街地や集落が形成され、台地では農業的な土地利用とともに住宅団地や工業団地などが立地し、新市街地が形成されております。

また、本町の約40%を占める山地は町域の三方を囲み、重要な景観要素となっております。

中津川上流には、平成13年に「宮ヶ瀬ダム」が完成したほか、ダム周辺には、「県立あいかわ公園」が整備されております。また、本町では全域が都市計画区域に指定され、約4分の1が市街化区域となっております。市街化区域は、中津台地と半原・田代地区に分かれており、工業系用途地域が約6割を占めています。こうしたことを背景に「神奈川県内陸工業団地」が整備され、工業活動の進展などに伴い、住宅地としての整備がされるだけでなく、近年は周辺都市を通勤先とする住宅地の役割も増大したことから、より住宅化が進んでおります。

本町は、自動車交通に依存していることから、本町の広域的な幹線道路網を構成する国道や県道6路線、及び都市計画道路、そして「さがみ縦貫道路」等により、総合的な道路体系を確立し、本町の健全な発展を促す。

③道路施策の重点事項(代表事例、期待する効果や評価等)

○重点事項 ・交通分散による渋滞緩和対策	○代表事例 町道下平海底上104号線(仮称幣山下平線)整備事業 ・本路線は、総合計画で整備を推進すべき路線として位置づけられ、町内の幹線道路であります県道65号や県道54号等の渋滞緩和と厚木市内国道246号へのアクセス機能を向上させる道路であります。 本町の道路体系は、中津川の左岸に幹線道路である主要地方道及び一般県道が集中していることから、交差点付近では、朝夕の交通渋滞が発生しており、中津川右岸側に整備する本路線は、交通分散を図るために不可欠であります。また、現在隣接の厚木市で事業を進めている「厚木バイパス線」の整備により、国道246号線までが結ばれることになり、広域ネットワークを形成する路線でもあります。	○期待する効果や評価等 ・本路線が供用されることにより、競合する町内の幹線道路から本路線へ交通が分散することにより、既存の幹線道路の混雑度が軽減するものと推定しております。 このことにより、交差点の渋滞が緩和されるとともに、旅行速度が改善され、走行時間の短縮によるCO₂の削減、既存幹線道路沿いの騒音抑制によるなどの効果があるものと期待しております。 また、この走行時間の短縮から算出される費用便益比につきましても2.92と分析しております。	○その他 ・地方道路交付金事業と地方特定道路事業と位置付けている事業 ・国庫補助道路事業(交通安全)と・地方道路交付金事業と位置付けている事業
・少子・高齢社会に対応した子育て環境、バリアフリー社会の形成	・町道における歩道整備事業 通学路や歩行者の多い町道については、「特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路」として指定を行い、児童や、歩行者及び、車いす等が、安全・快適に通行できるよう、歩道の新設や拡幅及び段差解消を進めております。	・町道76路線について1号、3号、4号基準該当路線として指定を行い、1号基準該当路線については、86%の歩道整備率となっております。	